

運営規程

(介護予防)短期入所生活介護

ショートステイ ゆうとぴあ

運 営 規 程

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 （ショートステイ ゆうとぴあ）

＜令和8年8月1日 現在＞

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人和創会が開設する指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）は指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とします。

（運営方針）

第2条 事業所及び従業者は、利用者が可能なかぎり、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況に応じた介護及び援助サービス等を提供することにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 事業の実施にあたっては、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒みません。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

一 名称 ショートステイ ゆうとぴあ（特別養護老人ホーム内）

二 所在地 熊本県熊本市南区富合町古閑9 9 4 番地 1

（勤務体制の確保等）

第4条 事業所は、利用者に対し適切な指定サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めるものとします。

2 事業所は、指定サービスを事業所の従業者によって提供するものとします。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。

3 事業所は、従業者に対し、研修の機会を確保するものとします。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に次の職種の従業者を置きます。員数は、国が定める配置基準数を下回らない従業者を置くものとします。なお、員数については別記1に準じます。

一 管理者	管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、運営全般に必要な指揮命令を行ないます。
二 医師	医師は、利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行います。
三 生活相談員	生活相談員は、利用者及びその代理人及び身元保証人兼連帯保証人に対して相談援助等の生活相談を行います。
四 介護職員	介護職員は、利用者に対する指定サービスの提供にあたります。
五 看護職員	看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとります。
六 栄養士	栄養士は、利用者の食事に関して適切な栄養管理を行います。
七 機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

- 八 介護支援専門員 介護支援専門員は、利用者の心身の状況や環境等を把握し、指定（介護予防）短期入所生活介護計画の作成を行い、また利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人の希望を取り入れ必要な援助を行うとともに、苦情や事故、身体的拘束等の記録を行ないます。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は、20名とします。

（事業所処遇内容）

第7条 事業所処遇の内容は以下のとおりとします。

- 一 入浴介護 1週間に2回以上、一般浴槽と特別浴槽を用いた入浴及び介助浴又は清拭。
- 二 排泄介護 おむつの使用が必要な利用者に対しては排泄状況に応じた取替及びトイレ誘導等の必要な介助。
- 三 食事介護 利用者の嗜好や身体状況に合わせた食事を適時適温で提供するとともにそのための必要な介助。
- 四 生活介護 離床、着替え、整容等心身の状況に応じた日常生活上の介助又は教養、娯楽、趣味等を生かした活動への援助。
- 五 機能訓練 指導員等によるリハビリや生活上必要とされる訓練及びレクリエーション。
- 六 その他日常生活の世話、日常生活動作の介助。
- 七 相談及び援助。
- 八 健康管理及び療養上必要な介護。

（介護予防及び短期入所生活介護の開始及び終了）

第8条 利用は、利用者と事業所の契約に基づくものとします。

- 1 事業所は、正当な理由なく指定サービスの提供を拒まないものとし、申込みがなされた方及びその代理人並びに身元保証人兼連帯保証人と面接を行い、事業所の方針及び必要な事項を説明します。
- 2 事業所は、利用者についての心身の状況、生活歴、個性、趣味、その他参考事項を調査及び検診を行い生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で対応を協議し、これを記録保存します。
- 3 事業所は、入院治療を要する等の場合は、適切な病院、老人保健施設を紹介するなどの措置を講じます。
- 4 事業所は、利用の開始前から終了後に至るまで、介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者等への情報の提供並びに保健医療又は福祉サービスを提供する者との連携を図るものとします。

（健康管理）

第9条 利用者の心身状況の把握に努め、変調を認めたときは、迅速に適切な処置を行います。

（医療）

第10条 利用者の症状により事業所内診療が困難な場合は、事業所外の協力医療機関及びその他の医療機関で行います。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的（3ヶ月に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

（利用料その他の費用）

第12条 利用料については介護報酬告示上の額とします。ただし、法定代理受領分については、介護報酬告示上に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額の支払を受けるものとします。

- 2 利用加算については、送迎と機能訓練・管理栄養士配置加算とする。尚、機能訓練については重要事項説明書の金額によります。
- 3 前項の支払いを受ける額のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとし、その金額は厚生労働省が示す基準額を目安とし、重要事項説明書のとおりとします。

一 食費 1,750円

（朝食 400円、 昼食 700円、 夕食 650円）

二 居住費 915円

（3）通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の送迎の実施地域を越えた所から1km当たりの額で計算し徴収します。

通常の送迎の実施地域

（富合町、城南町、野田町、川口町、元三町、川尻町、八幡町、近見町、日吉町、合志町、白藤町、奥古閑町、南高江町、御幸木部町、御幸笛田町、美登里町、内田町、中無田町、銭塘町、御幸西町、刈草町、護藤町、鳶町、宇土市、宇城市）

- 4 事業所は、法定代理受領サービス以外の費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとします。
- 5 利用者の都合により指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを中止する場合は、次のとおりキャンセル料を徴収するものとします。
 - （1）利用日の前日までに連絡があった場合 無料
 - （2）利用日当日に連絡があった場合 当該サービスに係る食材料費相当額

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第13条 サービス提供開始に際しては、予め利用申込者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資する重要事項記載の文書を交付して説明を行い、同意を得るものとします。

（受給資格等の確認）

- 第14条 事業所は、指定サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとします。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定サービスの提供に努めるものとします。

（介護予防短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画の作成）

第15条 介護支援専門員は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当するものとし

す。

- 2 介護支援専門員は、利用者について、利用者の心身の状況、有する能力、その置かれている環境等の評価により現在抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握するものとします。
- 3 介護支援専門員は、計画作成後他の従業者と連絡を行い実施状況及び解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとします。
- 4 介護支援専門員は、計画案について利用者に説明し、同意を得るものとし、当該計画書を利用者に交付します。

(定員の遵守)

第16条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えないものとします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(協力病院等)

第17条 事業所は、利用者の病状の急変時に備えるため、協力病院及び協力歯科医療機関を以下に定めます。

協力病院	にしくまもと病院	熊本県熊本市南区富合町古閑 1012
協力歯科医療機関	ひらのデンタルクリニック	熊本県熊本市南区富合町新 417-5

(身体的拘束等)

第18条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人へ十分な説明をし、同意を得るものとします。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は5年間保存するものとします。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、指針に基づいて適正化に務めます。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。

(緊急時の対応)

第19条 事業所は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(事故発生時の対応)

第20条 事業所は、利用者への指定サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の代理人及び身元保証人兼連帯保証人、利用者に係る居宅介護支援事業者（又は地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- 3 事業所は、利用者への指定サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか

に行うものとします。

- 4 保険等に関しては事故マニュアルに基づくものとします。

(災害対策)

第21条 防災計画により災害発生時の人員体制及び適切な防災訓練及び常時の点検等を実施します。

- 2 防火管理者は、資格者を充てます。
- 3 終業時及び戸締まり時には火災危険防止のため、点検を行います。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、年2回行う。点検時には防火管理者が立ち会います。
- 5 利用者を含めた防火訓練（消火、通報、避難）については、年2回以上実施します。
- 6 非常災害用設備の使用方法的訓練については、随時行います。
- 7 その他必要な災害防止対策については、必要に応じ行います。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、停滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとします。

- 1 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態などの程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第23条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対しての特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

(秘密保持)

第24条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人等の秘密を漏らしません。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、医療機関、居宅介護支援事業者等に対して、利用者及びその代理人及び身元保証人兼連帯保証人に関する個人情報を提供する場合には、あらかじめ利用者等の同意を予め文書により得ます。

(利用にあたっての留意事項)

第25条 利用者が事業所の指定サービスの提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとします。

一 来訪・面会

面会時間は9:00～18:00とします。

来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度従業者に届け出ること。

来訪者の宿泊は原則として禁止します。

二 外出

外出の際には、必ず行き先と帰宅日時を従業者に申し出、届け出書を提出すること。

三 居室・設備・器具の利用

事業所内の居室や設備器具は本来の方法に従って利用すること。

これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を求めることがあります。

四 喫煙

施設敷地内及び建物内は全面禁煙とし、ライター・マッチは火災防止のため施設管理とします。

五 迷惑行為等

騒音等他の入所者の迷惑になる行為、むやみに他の利用者の居室への立ち入りは禁止します。

六 所持金品の管理

自己の責任で行うこととします。

七 宗教・政治活動

事業所内での他の利用者に対する宗教・政治活動は禁止します。

八 動物飼育

ペットの持ち込み、飼育は原則禁止します。

(機能訓練)

第26条 事業所は、利用者に対し、心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を維持向上し、又はその減退を防止するための訓練を行なうものとします。

(掲示)

第27条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用者その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとします。

(苦情対応)

第28条 事業所は、その提供した指定サービスに係る入所者及びその代理人及び身元保証人兼連帯保証人からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。

3 事業所は、市町村・国保連合会が行う調査に協力するとともに、市町村・国保連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、内容を報告するものとします。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施します。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 モニタリングによる虐待の早期発見に努め、兆候の表れた利用者については速やかにカンファレンスの実施と状況分析により虐待の有無を検証します。

3 事業所内外での虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに熊本市に通報します。

4 事業所従業者は、権利擁護について基本的な学習を行い常に適正な介護支援に努めます。また、ケアの技術や虐待につながる不適切なケアの研修や事例検討により、従業者自らが意識を高め実践に繋がります。

(職場におけるハラスメントの防止)

第30条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ、パワハラ

ラ等のハラスメントであって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。
- 3 事業所は年1回以上、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(記録の整備)

第32条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - 一 短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画、相当サービス計画
 - 二 提供した具体的サービス内容等の記録
 - 三 身体的拘束等に関する記録
 - 四 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - 五 苦情の内容等に関する記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営事項)

第33条 この規程の改廃については社会福祉法人和創会理事会の議決をもって行います。

付則

この規程は平成29年5月1日より施行する。

この規程は令和2年12月5日より施行する

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和7年2月1日より施行する。

この規程は令和7年4月1日より施行する。

この規程は令和7年12月11日より施行する。

この規程は令和8年2月5日より施行する。

この規程は令和8年8月1日より施行する。

別記 1

配置基準数（常勤換算）

- | | |
|-----------|-------|
| 1 管理者 | 1名 |
| 2 医師 | 1名以上 |
| 3 生活相談員 | 1名以上 |
| 4 介護職員 | 17名以上 |
| 5 看護職員 | 3名以上 |
| 6 管理栄養士 | 1名以上 |
| 7 介護支援専門員 | 1名以上 |
| 8 機能訓練指導員 | 1名以上 |